

令和3年度

可茂衛生施設利用組合

定期監査結果報告書

令和3年9月2日

可茂衛生施設利用組合監査委員

地方自治法及び可茂衛生施設利用組合監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

第2 監査の対象、実施場所及び日程

- (1) 監査対象 総務課、業務課
- (2) 対象年度 令和2年度執行分
- (3) 実施場所 ささゆりクリーンパーク 大研修室
- (4) 実施日程 令和3年4月1日から令和3年7月26日まで

第3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

第4 監査の主な実施内容

書記が事前に、被監査課の契約事務や会計事務等が、契約規則や会計規則、マニュアル等の内部統制に従って事務処理が行われているかの抽出試査や各課等から収集した関係資料の内容審査、ヒアリング、現場での実査を実施するとともに、これら事前確認（予備監査）を経たうえで、監査委員が関係職員から説明を受け、口頭により質問する方法により実施した。

第5 監査の結果

上記第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、軽微な事項については、監査時に改善するよう口頭で求めたため、その記述は省略する。今後は事務の執行にあたっては、次の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

要望事項

行政事務が引き続き適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう内部統制の強化、説明責任の徹底、法令遵守の体制を保持し、住民からの信頼を損なうことのないよう更なる努力と研鑽を積み重ね適正な事務執行に努められるよう要望する。

また、職員一人ひとりが最小の経費で最大の効果を発揮しているか、これまで以上にコスト意識を持つよう意識改革を図られたい。